

## 令和2年度消費者志向経営優良事例表彰 Q&A

### 1. 応募について

Q1：応募資料はどこで入手できるか。

A：消費者庁のウェブサイト内のページ（※1）に「令和2年度消費者志向経営優良事例表彰の実施について（募集）」を掲載しておりますので、ダウンロードをお願いします。

※1 「令和2年度消費者志向経営優良事例表彰の実施について（募集）」の掲載 URL：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/consumer\\_oriented\\_management/propulsion\\_organization/#commendation](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/propulsion_organization/#commendation)

Q2：応募方法を教えてほしい。

A：消費者庁のウェブサイト内に掲載している令和2年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォーム（※2）に必要事項を入力の上、投稿をお願いします。

※2 令和2年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォームの掲載 URL：

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1095>

Q3：応募の申し込みに費用は掛かるか。

A：費用は掛かりません。

Q4：表彰の種類にはどのようなものがあるのか。

A：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）が行う表彰（以下「大臣表彰」といいます。）1件程度、及び消費者庁長官が行う表彰（以下「長官表彰」といいます。）3件程度を設けています。

本年度については、より多くの事業者に御応募いただきたく、特別措置として長官表彰3件程度のうち、応募条件を緩和した特別枠による表彰（以下「特別枠の表彰」といいます。）を最大2件設けています。

Q5：表彰の応募条件は何か。

A：特別枠の表彰を除く、大臣表彰と長官表彰（以下「総合枠の表彰」といいます。）については、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加し、自主宣言及び自主宣言の内容に基づいた取組の成果や改善内容等（以下「フォローアップ」といいます。）が、事業者団体、消費者団体、行政機関で構成する消費者志向経営推進組織（以下「推進組織」といいます。）のウェブサイトに掲載されている事業者からの応募である必要があります。

なお、平成30年度及び令和元年度の消費者志向経営優良事例表彰において、大臣表彰又は長官

表彰のうち、種類を問わず2年連続して表彰された事業者については、多種多様な取組を表彰する観点から、最後に表彰された年度の翌年度に開催される消費者志向経営優良事例表彰に応募することができません。次年度以降の表彰には、応募可能です。

Q6：自主宣言を公表していないが、表彰に応募することはできるか。

A：応募時点で消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加していない事業者であっても、本表彰への応募から1年以内に消費者志向自主宣言（以下「自主宣言」といいます。）を推進組織のウェブサイトに掲載されるよう速やかに着手する場合には、特別枠の表彰に応募することができます。

Q7：特別枠の表彰とは何か。また、応募条件の緩和の具体的な内容は何か。

A：特別枠の表彰は、より多くの事業者に御応募いただくことを目的に、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加していない事業者であっても、応募できることとしたものです。本年度の特別措置として長官表彰3件程度のうち、最大2件を割り当てる表彰で、特定領域等の取組に秀で、顕著な成果を挙げた取組を表彰するものです。

ただし、本表彰への応募から1年以内に自主宣言が推進組織のウェブサイトに掲載されるべく速やかに着手することが条件となります。

上記に加え、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に参加しているが、フォローアップが推進組織のウェブサイトに掲載されていない事業者であっても、フォローアップ期限内にフォローアップが推進組織ウェブサイトに掲載されるべく、速やかに着手することを条件に、特別枠の表彰に応募することができます。

ただし、反社会的勢力と関係を有する事業者及び公序良俗に反する行為を行った事業者は応募することができません。

Q8：応募フォームの設問の意図は何か。

A：消費者志向経営の目指すところである、消費者視点の事業への活用について確認する観点から質問しております。今回から、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」における検討結果を踏まえ、新しい消費者志向経営の概念に基づいた取組が実施されていることを確認できるよう新たに設問を設けています。

Q9：応募フォームの入力方法等について、不明な点がある場合、どうすればよいか。

A：お問合せ内容を「応募フォームの入力方法」等と明確にしたうえで、以下のお問合せ窓口ご連絡をお願いします。

＜令和2年度消費者志向経営優良事例表彰 お問合せ窓口＞

お問合せ先：消費者庁参事官（調査・物価等担当）

消費者志向経営優良事例表彰担当

電話番号 : 03-3507-9177

電子メール : [g.yuryojirei@caa.go.jp](mailto:g.yuryojirei@caa.go.jp)

メール送信時に■を@に置き換えて送信をお願いします。

Q10 : 応募フォームから投稿したが、応募が受付されたことをどのように確認するのか。

A : 原則、翌2営業日以内に、表彰応募フォームに入力されたメールアドレス宛に応募受付メールを送信します。翌2営業日以内に応募受付メールが確認できない場合、迷惑メールフォルダを確認し、迷惑メール処理されていない場合には、投稿日時を明確にした上で、上記「令和2年度消費者志向経営優良事例表彰 お問合せ窓口」に連絡をお願いします。

追加Q1 : 応募フォームに入力する際、回答の一時保存はされるのか。

A : 申し訳ございませんが、回答の一時保存はできません。応募フォームにはまとめて御入力いただくようお願いします。

追加Q2 : 回答に際して文字数に制限があるため、URLを記載したいと考えているが可能か。また、グラフ等の図表を添付することは可能か。

A : URLの記載や図表の添付は御容赦いただきたく存じます。あくまで字数制限内の文章での記載をお願いします。

追加Q3 : 長官賞特別枠のテーマである「地域と共に生きる」について、各地域に合わせた取組を行ってはいるが、全国的に展開し、特定の地域に限られていない取組については応募の対象となるのか。

A : 対象となります。

追加Q4 : 長官賞特別枠のテーマである「新型コロナ時代を生きる」について、どのような取組が応募の対象となるのか。

A : 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって生まれた「新しい生活様式」に関し、工夫した取組であれば対象となります。

## 2. 選考について

Q11：選考基準の基になる消費者志向経営とは何か。

A：消費者志向経営の取組については、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」（以下、「有識者検討会」といいます。）において見直しを進めており、本年度の選考基準においては、消費者志向経営を「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営と位置付け、「事業者が、消費者の視点に立ち、①みんなの声を聴き、かついかすこと、②未来・次世代のために取り組むこと、③法令の遵守／コーポレートガバナンスの強化をすること」としております。有識者検討会においては、消費者志向経営が社会の基本認識となり、その取組によって事業者が社会的責任を果たしていると多様な関係者から評価され、円滑な資金調達等につながるよう、見直しを進めているところです。なお、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」の検討状況については、消費者庁のウェブサイト（※3）に順次掲載していますので、御参照をお願いします。

※3 「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」の URL：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/meeting_materials/review_meeting_001/)

Q12：表彰の選考基準を教えてください。

A：本年度は、次の8つの選考基準に基づき、応募資料（※4）及び応募事業者へのヒアリング等を踏まえ、消費者志向経営に見識のある有識者による消費者志向経営優良事例選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）を開催し、選考委員会の意見を基に選考を行います。

<選考基準>

①社会価値の創出、②消費者の行動変容、③事業の継続性、④コミットメント・現場力、⑤消費者認識、⑥独自性・革新性、⑦外部との連携性、⑧双方向コミュニケーション

「令和2年度消費者志向経営優良事例表彰の実施について（募集）」（※1）の3.（2）選考基準を御参照ください。

※4 応募資料：①令和2年度消費者志向経営優良事例表彰応募フォーム

②自主宣言（応募時点で自主宣言が推進組織のウェブサイトに掲載されている事業者のみ）

③フォローアップの要点（応募時点でフォローアップが推進組織のウェブサイトに掲載されている事業者のみ）

Q13：応募内容は公表されるのか。

A：応募内容は公表されません。ただし、統計処理をしたデータは、消費者志向経営の推進活動を進めるために公開をする予定です。

Q14：選考の流れはどのようになっているのか。

A：消費者庁は、消費者志向経営に高い知見を持つ選考委員会を開催し、提出された資料及び応募事業者へのヒアリング等を踏まえ、選考委員会の意見に基づき、各賞の表彰候補を選定します。なお、選考委員会の円滑な運営のために、は支援を行います。

Q15：選考時のヒアリングにおいて、プレゼンテーションを求められることがあるのか。

A：選考委員会における審査対象となった事業者には、必要に応じヒアリングを実施する予定ですが、必ずしもプレゼンテーションを求めるものではありません。

Q16：表彰式はどのように行われるか。

A：新型コロナウイルスの感染拡大状況に基づいた政府によるイベント等の開催自粛の状況を勘案の上、後日決定します。

### 3. 応募後について

Q17：消費者関連法令（※5）に関して不利益処分等（※6）を受けた又は受ける可能性がある場合、何か手続きが必要か。

A：応募後に消費者関連法令に関して、不利益処分等を受ける可能性が生じた場合又は不利益処分等を受けた場合、速やかに上記「令和2年度消費者志向経営優良事例表彰 お問合せ窓口」に申告をお願いします。

※5 消費者関連法令：消費者庁が所管する法令に加え、広く生命身体・財産の安全に関する法令（保険業法（平成7年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、航空法（昭和27年法律第231号）等）を含みます。

※6 不利益処分等：行政手続法（平成5年法律第55号）第2条第4号に規定する「不利益処分」並びに刑法（明治40年法律第45号）第9条に規定する「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料」及び「没収」をいいます。

Q18：応募又は表彰が取り消しとなることがあるか。

A：消費者関連法令に関して、不利益処分等を受けた場合、反社会的勢力と関係を有する場合、又は公序良俗に反する行為を行った場合のいずれかに該当することが判明した場合のほか、本表彰の目的を損なうような行為や応募資料において虚偽の記載が発覚した場合など、消費者庁が応募事業者や被表彰事業者として適当と認めない場合には、応募又は表彰を取り消すことがあります。

Q19：表彰に応募した事業者を選考委員会からの取組に関する助言等はあるのか。

A：選考委員会の表彰候補となった応募事業者及び表彰候補として検討された応募事業者に対しては、選考の終了後、選考委員会からの消費者志向経営の取組に関する助言等のコメントをフィードバックする予定です。